

町内の児童生徒が、見える言語「手話」を学ぶ コミュニケーション・それは伝えたい気持ち

手話

町は今年7月、聞こえない人の日常生活や手話言語を理解して地域で支え合い、手話を使って安心して暮らせるまちづくりを目指し、「手話言語条例」を策定しました。教育現場では子どもたちに「コミュニケーションとは」を考えもらう機会として、10月5日に竹浦小5・6年、13日に白翔中3年、18日に虎杖小3・4年生が手話講座として授業で扱いました。町は本年度中に町内全小中学校での実施を予定し、さらに町職員や町民、企業など取り組みを広げたいとしています。講座はNPO法人ウテカンパの吉原和香奈さん(ろう者)、田村直美さん(通訳)が担当しています。



竹浦小

口語や読話だけではコミュニケーションがとれません。それにすごく疲れます。世界の人たちが手話をもっともっと使ってくれれば。大切なのは『伝えたい気持ち』だと思います」と子どもたちに呼びかけていました。

手話実践では、日常動作や表情につながっている表現が多い手話に、子どもたちも「ああ、そっち?」「そういうことか」と、あらためて気持ちの分かるコミュニケーションを学んでいました。竹浦小では家族にろう者がいる田村正江教諭も体験談を披露してくれました。

吉原さんは「社会に出た時に周りは聞こえる人ばかりなので困らないようになるため」と、幼いころは口語（声を出して話す）と読話（人の動きを見て内容を理解する）を教えられ、訓練しましたが、授業で分からぬところがどんどん増え、不安が膨らんだ中学校時代に、手話のできるろう者に出会い、「友達になりたい！」と手話を覚え始めたと言います。これまでのさまざまな体験談を交えながら「手話は見る言葉。たくさんおしゃべりしても内容が分かるのでとても楽です。

～病気やけがで障がいが残ったら～ 障害基礎年金を知っていますか

年金

国民年金加入中や20歳前の病気やけがによって障がいが残り、障害基礎年金の等級表（1、2級）に定める障害状態の場合に受け取ることができる年金です。

【障害基礎年金を受けるための要件】

- 1 「初診日」 国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日）があること。
※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます。
- 2 「納付」 ①初診日がある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料を納付または免除されていること。
②初診日において65歳未満であり、初診日がある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
- 3 「障害認定」 障害基礎年金の等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日（※）には該当しなかったが、65歳の前日までに障害の状態になった時。
(※) 障害認定日とは、病気やけがにより初めて医師の診療を受けた日から原則として1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した日。

問い合わせ先：苦小牧年金事務所
町民課 国保・年金グループ ☎37-3500
☎82-2325